

評議員選任・解任委員報酬規程

社会福祉法人 福角会 定款細則第 6 条による評議員選任・解任委員の報酬（以下『報酬』という。）について、次のとおり規程を定める。

（基本原則）

第 1 条 評議員選任・解任委員は、運営細則に定める業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 報酬は本部会計予算の中から各委員に支払うものとする。
- 3 社会福祉法人 福角会が設置・経営する当該施設の長並びに職員の場合には報酬は支給しないものとする。

（支払条件）

第 2 条 報酬は、その都度開催する委員会等に参加しなければ当該の報酬は受けることができないものとする。

（報酬の額）

第 3 条 委員が受ける報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 委員会 1回 10,000円
- (2) その他 1回 10,000円

（支給日及び支払い方法）

第 4 条 支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

- 2 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできるものとする。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。